ETC2.0装置装着助成金交付要綱

平成28年５月９日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

（目　的）
第１条　この要綱は、公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という）が行う、ETC2.0車載器装着に対する助成金（以下「助成金」という）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（対象車載器）
第２条　助成の対象となる車載器は、ITS-TEA（(一財）ITSサービス高度化機構）が認定したETC2.0車載器とする。

（助成額）
第３条　助成金の交付額は、コーポレートカードを利用する事業者が、平成27年12月18日以降、新たにETC2.0車載器を購入し（割賦による購入やリースにより導入した車載器は除く）、事業用貨物自動車に導入した場合、車載器１台につき3,000円を交付する。

（交付申請）
第４条　会員は、２月９日までに様式１のETC2.0装置助成交付申請書（以下、「交付申請書」という）及び様式２装着車両内訳書（以下「内訳書」という）、請求明細書（写）、領収書（写）、コーポレートカード（写）、セットアップ証明書（写）、自動車検査証（写）等、県ト協が指定する書類を添付して申請しなければならない。

（助成金の交付）
第５条　県ト協は、前条の交付申請書及び内訳書等の提出があったときは、速やかに審査し、その申請に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。
　但し、審査の際、提出された交付申請書及び内訳書等の内容に虚偽の事実が判明した場合は、その該当会員に対しては助成金を交付しない。

（財産の処分の制限）
第６条　会員は交付対象となった装置が１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保並びに他県への配置換え（以下「処分」という）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

（報　告）
第７条　県ト協は、第３条の助成等に関して、申請会員に必要な報告を求めることができる。

（その他必要な事項）
第８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

（附　則）
　本要綱は、平成28年４月１日より適用する。

（附　則）
　平成28年５月13日一部改正
　一部改正　平成29年３月８日

様式１（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

公益社団法人
新潟県トラック協会会長　殿

住　所
会社名
代表者　　㊞

ＥＴＣ2.0装置装着助成金交付申請書
（助成金交付請求書）

ＥＴＣ2.0装置装着助成金交付要綱第４条に基づき、助成金の交付について下記の通り申請（請求）いたします。

記

１．整理番号　　～

２．申請の内容　　別紙内訳書のとおり

３．申請金額　　＿＿＿＿＿＿＿＿　円

４．添付書類
- ＥＴＣ2.0装置関連助成申請内訳書（様式２）
- 請求明細書（写）
- 領収書（写）
- コーポレートカード（写）
- セットアップ証明書（写）
- 自動車検査証（写）

５．振込先銀行口座
- 銀 行 名：　　銀行・信用金庫・信用組合
- 支 店 名：　　本店・支店
- 預金種別：　　普通・当座
- 口座番号：
- 口座名義（フリガナ）：

６．申請担当者
- 氏　　名：
- 電話番号：

様式2

ETC2.0装置関連助成申請内訳書

平成　　年　　月　　日

申請者　住　所

会社名

整理番号	所属営業所	車両登録番号	車載器管理番号	メーカー名	型式	装着年月日	装着費用	助成申請額	備　考
合　計									

添付書類

1. 請求明細書(写)　2. 領収書(写)　3. コーポレートカード(写)　4. セットアップ証明書(写)　5. 自動車検査証(写)